

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 7月の主な成立法令一覧
3. 7月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

- (1) 最三決平成17年10月11日 判タ1197号100頁 平成17年（許）第14号
遺産分割審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件（破棄差戻）
→法務速報54号4番にて紹介済み。
- (2) 最二判平成18年1月13日 判時1926号17頁 平成16年（受）第1518号
貸金請求事件（破棄差戻）（シティズ貸金訴訟上告審判決）
→法務速報57号8番にて紹介済み。
- (3) 最一判平成18年1月19日 判時1926号17頁 平成15年（オ）第456号・
同（受）第467号 貸金請求事件（破棄差戻）（シティズ貸金訴訟上告審判決）
→最二判平成18年1月13日と同じ要旨。法務速報57号8番の要旨において、本件
が最二判平成18年1月13日事件と同旨の判決であることが指摘されている。
- (4) 最三判平成18年1月24日判時1926号28頁 平成15年（受）第1653号
生命保険証券及び傷害保険証券返還等請求事件（破棄差戻）（日賦金融金利過
払い訴訟上告審判決）
→法務速報58号5番にて紹介済み。
- (5) 最三判平成18年1月24日 判時1926号28頁 平成16年（受）第424号
不当利得返還請求事件（破棄差戻）（日賦金融金利過払い訴訟上告審判決）
→法務速報58号6番にて紹介済み。
- (6) 最一判平成18年2月7日 判時1926号61頁・金法1775号43頁
平成17年（受）第282号
建物明渡請求事件（破棄自判）
→法務速報58号7番で紹介済み。
- (7) 最二判平成18年3月13日 判時1929号41頁 平成17年（受）第76号
損害賠償請求事件（破棄差戻）
→法務速報第59号5番にて紹介済み。
- (8) 最一判平成18年3月30日 判時1928号36頁 平成17年（受）第1628号
損害賠償請求事件（上告棄却）
→法務速報第60号6番にて紹介済み。
- (9) 最二判平成18年7月7日 最高HP 平成17年（受）第833号
親子関係不存在確認請求事件（破棄差戻）
戸籍上自己（丁）の弟とされている者（丙）は両親（甲乙）の実子でも養子
でもないとして主張し、丙と甲乙との間の実親子関係及び養親子関係がそれぞれ
存在しないことの確認を求めた事案において、同親子関係不存在確認請求が権利
の濫用に当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例。
（理由）
真実の親子関係と異なる出生の届出に基づき戸籍上甲乙夫婦の嫡出子として
記載されている丙が、甲乙夫婦との間で長期間にわたり実の親子と同様に生活し、
関係者もこれを前提として社会生活上の関係を形成してきた場合において、実
親子関係が存在しないことを判決で確定するときは、虚偽の届出について何ら
帰責事由のない丙に軽視し得ない精神的苦痛、経済的不利益を強いることになり
ばかりか、関係者間に形成された社会的秩序が一挙に破壊されることにもなり
かねない。そして、甲乙夫婦が既に死亡しているときには、丙は甲乙夫婦と改
めて養子縁組の届出をする手続を採って同夫婦の嫡出子の身分を取得すること
もできない。そこで、戸籍上の両親以外の第三者である丁が甲乙夫婦とその戸
籍上の子である丙との間の実親子関係が存在しないことの確認を求めている場合
においては、甲乙夫婦と丙との間に実の親子と同様の生活の実体があった期間の
長さ、判決をもって実親子関係の不存在を確定することにより丙及びその関係者
の被る精神的苦痛、経済的不利益、改めて養子縁組の届出をすることにより丙が
甲乙夫婦の嫡出子としての身分を取得する可能性の有無、丁が実親子関係の不
存在確認請求をするに至った経緯及び請求をする動機、目的、実親子関係が存在
しないことが確定されないとした場合に丁以外に著しい不利益を受ける者の有無
等の諸般の事情を考慮し、実親子関係の不存在を確定することが著しく不当な
結果をもたらすものといえるときには、当該確認請求は権利の濫用に当たり許さ
れないものというべきである。
- (10) 最二判平成18年7月7日 最高HP 平成17年（受）第1708号
親子関係不存在確認請求事件（破棄差戻）
戸籍上自己（甲）の嫡出子として記載されている者（乙）との間の実親子関係
について不存在確認請求をすることが権利の濫用に当たらないとした原審の判断

に違法があるとされた事例。

(理由)

真実の親子関係と異なる出生の届出に基づき戸籍上甲の嫡出子として記載されている乙が、甲との間で長期間にわたり実の親子と同様に生活し、関係者もこれを前提として社会生活上の関係を形成してきた場合において、実親子関係が存在しないことを判決で確定するときは、乙に軽視し得ない精神的苦痛、経済的不利益を強いることになるばかりか、関係者間に形成された社会的秩序が一挙に破壊されることにもなりかねない。また、虚偽の出生の届出がされることについて乙には何ら帰責事由がないのに対し、そのような届出を自ら行い、又はこれを容認した甲が、当該届出から極めて長期間が経過した後になり、戸籍の記載が真実と異なる旨主張することは、当事者間の公平に著しく反する行為といえる。そこで、甲がその戸籍上の子である乙との間の実親子関係の存在しないことの確認を求めている場合においては、甲乙間に実の親子と同様の生活の実体があった期間の長さ、判決をもって実親子関係の不存在を確定することにより乙及びその関係者の受ける精神的苦痛、経済的不利益、甲が実親子関係の不存在確認請求をするに至った経緯及び請求をする動機、目的、実親子関係が存在しないことが確定されないとした場合に甲以外に著しい不利益を受ける者の有無等の諸般の事情を考慮し、実親子関係の不存在を確定することが著しく不当な結果をもたらすものといえるときには、当該確認請求は権利の濫用に当たり許されない。

(11) 最二判平成18年7月10日 最高HP 平成17年(受)第614号

理事長選任互選不存在確認等請求事件(棄却)

社会福祉法人の定款に、「理事は、理事定数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。」との定めがある場合において、理事の退任によって定款に定めた理事の員数を欠くに至り、かつ、定款の定めによれば、在任する理事だけでは後任理事を選任するのに必要な員数に満たないため後任理事を選任することができないとき(理事全員が退任して在任する理事が存在しない場合も含まれる。)にも、退任理事が、後任理事の選任をすることができ、後任理事の選任に必要とされている同意をすることができるとされた事例。

(理由)

社会福祉法は、上記場合について同法45条で仮理事の選任について定めた民法56条の規定を準用するのみで、新たに選任された取締役が就任するまで退任した取締役が取締役としての権利義務を有する旨定めた商法(平成17年法律第87号による改正前のもの)258条1項の規定を準用していなかったし、これと同旨の会社法346条1項の規定も準用していない。したがって、社会福祉法は、上記場合については、原則として、仮理事を選任し、在任する理事と仮理事とに上いて後任理事を選任することを予定しているものと解される。しかし、社会福祉法人と理事との関係は、基本的には、民法の委任に関する規定に従うものと解されるから、仮理事の選任を待つことができないような急迫の事情があり、かつ、退任した理事と当該社会福祉法人との間の信頼関係が維持されていて、退任した理事に後任理事の選任をゆだねても選任の適正が損なわれるおそれがない場合には、受任者は委任の終了後に急迫の事情があるときは必要な処分をしなければならない旨定めた民法654条の趣旨に照らし、退任した理事は、後任理事の選任をすることができると解するのが相当である。

(12) 最二判平成18年7月14日 最高HP 平成17年(受)第883号

求償金請求事件(一部破棄差戻、一部上告却下)

意思無能力者(B)に代わって相続税を申告し納付した者がBの相続人らに対し、主的に、民法650条1項所定の委任契約に基づく費用償還請求として、予備的に、同法702条1項所定の事務管理に基づく費用償還請求として、本件納付に係る相続税6953万8500円の11分の1に当たる632万0909円ずつの支払等を求める事案において、Bには相続税申告書の提出義務がなく、税務署長による税額の決定がされることもないことを前提として、事務管理に基づく費用償還請求を否定することはできないとされた事例。

(理由)

相続税法27条1項は、相続又は遺贈により財産を取得した者について、納付すべき相続税額があるときに相続税の申告書の提出義務が発生することを前提として、その申告書の提出期限を「その相続の開始があったことを知った日の翌日から6月以内」と定めているものと解するのが相当である。相続税法35条2項1号は、同法27条1項又は2項に規定する事由に該当する場合において、被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過したときは、税務署長はその申告書の提出期限前でも相続税額の決定をすることができる旨を定めている。これは、相続税の申告書の提出期限が上記のとおり相続人等の認識に基づいて定まり、税務署長がこれを知ることが容易でないにもかかわらず、上記提出期限の翌日から更正、決定等の期間制限(平成16年法律第14号による改正前の国税通則法70条)や徴収権の消滅時効(平成14年法律第79号による改正前の国税通則法72条1項)に係る期間が起算されることを考慮し、税の適正な徴収という観点から、国税通則法25条の特則として設けられたものである。このことに照らせば、相続税法35条2項1号は、申告書の提出期限とかかわりなく、被相続人が死亡した日の翌日から6か月を経過すれば税務署長は相続税額の決定をすることができる旨を定めたものと解すべきであり、同号は、意思無能力者に対しても適用される。そうすると、本件申告時において、Bに相続税の申告書の提出義務が発生していなかったというだけでは、申告書の提出期限経過後においてBの相続税の申告書が提出されていない場合、所轄税務署長が相続税法35条2項1号に基づいてBの税額を決定することがなかったということもできない。したがって、本件申告に基づく本件納付がBの利益にかなうものではなかったということではなく、事務管理に基づく費用償還請求を直ちに否定することはできない。

(13) 仙台高判平成16年7月14日 判タ1182号212頁

平成15年(ネ)第507号、同第320号 求償金等請求控訴・同付帯控訴事件

→法務速報48号10番（判時）にて紹介済み。

(14) 東京地判平成18年2月13日 判時1928号3頁 平成16年（ワ）第22864号
情報提供差止等請求事件（棄却、控訴）

信託銀行と銀行グループが業務提携等を企画し基本合意を締結したところ、基本合意が解約されたため、基本合意に基づく独占交渉義務違反等の債務不履行責任、不法行為責任が問題になった事案。

本件では、[1] 銀行グループが本件基本合意に基づき本件協働事業化に関する最終契約を締結する義務を負っていたか、[2] 民法130条の適用又は類推適用、禁反言の原則により、銀行グループが本件基本合意に基づき本件協働事業化に関する最終契約を締結する義務を負っていたか、[3] 銀行グループが独占交渉義務及び誠実協議義務を負うか、[4] 銀行グループの独占交渉義務及び誠実協議義務が消滅したか、これらの義務に違反したか（債務不履行、不法行為が認められるか）、[5] 銀行グループの債務不履行又は不法行為と相当因果関係のある損害の額がいくらであるかが主要な争点になった。

本判決は、[1] について、本件基本合意は、相手方の情報が限定的で、かつ協議が未だ十分なされしていない交渉の比較的初期の段階に締結されたものであること、合意内容も最終契約で定めるべき中核的事項についてすら何ら確定的なものとはなっていなかったこと、本件基本合意書には協働事業化に関する最終契約を締結する義務を明確に定めた規定がないこと等の事情から、各当事者が最終契約を締結する義務を相互に負うことまで合意したものではないとし、[2] については、協働事業化に関する最終契約の内容が確定しておらず、同契約が有効に成立していないから、民法130条の適用、類推適用の前提を欠くものと判示した。また、[3] について、銀行グループが独占交渉義務及び誠実協議義務を負うことを認め、[4] について、銀行グループが、全く協議、交渉せず一方的に協議事業家の白紙撤回の通告をした等の本件の事情の下では、独占交渉義務及び誠実協議義務が消滅したとはいえず、銀行グループはこれら義務違反による債務不履行責任を負うとしたが、[5] については、これら債務不履行と最終契約の締結を前提とする利益（履行利益）との間に相当因果関係が認められず、銀行グループにはこれら義務の債務不履行と相当因果関係のある損害を賠償する義務があるものの、信託銀行が損害の主張立証を何もしないうして、信託銀行の請求を棄却した。

(15) 甲府地判平成18年2月28日 金法1776号36頁 平成15年（ワ）第251号
損害賠償請求事件

Aは、他人名義の普通預金口座を、同名義人に無断で開設し、その後、同口座に、同名義人宛に振り込まれた保険金4850万円を、同名義人に無断で払い戻し、着服した。金融機関の責任について、裁判所は、本件口座開設、預金払戻しにおいて、金融機関が広く一般的に本人確認等の注意義務を負っていたものと解することはできないとしつつ、金融機関の公共性等に鑑み、諸般総合考慮し、金融機関として最低限果たすべき注意義務に違反したと認められるような特段の事情が認められる場合には、金融機関は直接の契約関係がない利害関係人に対しても不法行為責任を負うことになるとしたうえで、本件においては、窓口で4800万円を払い戻しをした際に、金融機関は払戻請求者が口座名義人と同一であるかどうかについて、確認書類を求めるとしてその同一性を確認すべき最低限の注意義務を負っていたにもかかわらず、印鑑照合を行ったのみで払戻に応じた点に過失があるとして、損害賠償責任を肯定した（過失相殺5割）。

【商事法】

(16) 最二判平成18年6月23日 最高HP 平成17年（受）第1192号
預金払戻請求事件（原判決、第1審判決の変更）

中小企業等協同組合法に基づいて設立された信用協同組合に対して、預金契約に基づき5億円及びこれに対する遅滞の日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案において、これを全額認容した原判決を変更して、本件預金契約に基づく債務の不履行については民法所定の年5分の割合による遅延損害金を付すべきであるとした事例。

（理由）

中小企業等協同組合法に基づいて設立された信用協同組合の業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、商法上の商人には当たらないと解するのが相当であり（最高裁昭和46年（オ）第781号同48年10月5日第二小法廷判決・裁判集民事110号165頁、最高裁昭和59年（オ）第557号同63年10月18日第三小法廷判決・民集42巻8号575頁参照）、また、払戻請求者が商人であることは原審の何ら確定するところではないから、本件預金契約が商法503条に規定する商行為に当たるとすることはできない。さらに、信用協同組合の業務は、上記のとおり、営利を目的とするものではないから、本件預金契約が商法502条8号に規定する商行為に当たるとすることもできないし、本件預金契約がその他の商行為に当たるとすることもできない。

(17) 最一判平成18年7月13日 最高HP 平成17年（受）第1327号
補償金請求事件（破棄差戻し）

A証券会社が、証券取引を仮装して顧客らから金銭の預託を受けたとして、顧客らが証券取引法79条の56第1項の規定に基づき、投資者保護基金に対して、補償金の支払いを求めた事案において、仮装の社債取引も証券取引法79条の20第3項2号に規定する「証券業に係る取引」に当たる余地があるとして、請求を棄却した原判決を破棄差戻した事例。

（理由）

(1) 本件各社債取引は、A証券と各社債取引者らとの間の取引であり、各社債取引者らが関与しない社債発行会社とA証券との間の各社債募集取扱契約とは別個の取引であるから、同契約が不成立又は無効であったとしても、当然に本件各社債取引が証券業に係る取引の該当性を有しないことにはならない。

(2) また、投資者保護基金は、会員である証券会社が顧客資産の返還に係る債務の円滑な履行をすることが困難であるとの認定をした場合に、認定証券会社の一般顧客の請求に基づいて、一般顧客が認定証券会社に対して有する顧客資産に係る債権であって認定証券会社による円滑な弁済が困難であると認められるもの(補償対象債権)につき一定の金額を支払う等の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的として設けられたものである。したがって、認定証券会社が一般顧客から預託を受けた金銭であっても、顧客資産、すなわち証券業に係る取引に関して預託を受けた金銭に係る債権でなければ補償対象債権には当たらない(法79条の20第3項2号、79条の56)が、補償対象債権の支払によって投資者の保護、ひいては証券取引に対する信頼性の維持を図るといふ、基金が設けられた趣旨等にかんがみると、証券業に係る取引には、証券会社が、証券業に係る取引の実体を有しないのに、同取引のように仮装して行った取引も含まれると解するのが相当である。もっとも、上記趣旨等からして、当該証券会社と取引をする者が、取引の際、上記仮装の事実を知っていたか、知らなかったことにつき重大な過失があるときには、当該取引は証券業に係る取引の該当性が否定される。

【知的財産】

(18) 最三判平成17年10月18日 判タ1197号114頁 平成17年(行ヒ)第106号
審決取消請求事件(破棄自判)
→法務速報54号15番にて紹介済み。

(19) 最三判平成18年1月24日 判時1926号65頁 平成17年(受)第541号
損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報58号20番にて紹介済み。

(20) 知財高判平成18年6月6日 裁判所HP 平成17年(行ケ)第10564号
審決取消請求事件(特許権、行政訴訟)
特許請求の範囲に記載された用語の技術的意義が、発明の詳細な説明の記載を参酌しても、一義的に明確に理解することができず、広義にも狭義にも解しうる場合には、当該特許発明の新規性及び進歩性について判断するに当たっては、当該用語を広義に解釈して判断するのが相当であるとした事案。
広義に解した場合の特許発明について、新規性及び進歩性が肯定されれば、狭義に解した場合には当然にこれらが肯定されるし、逆に、広義に解した場合の特許発明について、新規性及び進歩性が否定されるならば、もはや狭義に解した場合にそれらが肯定されるかどうかを検討するまでもなく、当該特許発明の新規性及び進歩性を認める余地はない(仮に狭義に解した場合に新規性及び進歩性が認められるとしても、それが広義にも解しうるものである以上、狭義に解した場合のみを前提に当該特許発明の特許性を肯定することができないことはいうまでもない)。

(21) 知財高判平成18年6月28日 裁判所HP 平成17年(行ケ)第10683号
特許権審決取消請求事件
拒絶査定不服審判において、拒絶査定の理由とはされていなかった引用例に基づいてなされた進歩性判断について審判請求人である原告らに意見を述べる機会を与えなかったことが審決取消の理由となった事案。
審決の「判断その3」は、特開平2?297297号公報等に記載された技術を「周知技術」と称しているものの、その実質は、これらの文献を主引用例とし、刊行物1等を補助引用例として進歩性を否定したものと解されるが、これら主引用例は、拒絶査定の理由とはされていなかったものである上、これまで、審査、審判において、原告らに示されたことがなかったものであると認められるので、原告らに意見を述べる機会を与えられなくなった本件審決の「判断その3」は、特許法159条2項で準用する同法50条に違反するものであり、その程度は審決の結論に影響を及ぼす重大なものである。

(22) 知財高判平成18年6月29日 裁判所HP 平成17年(行ケ)第10607号
特許取消決定取消請求事件(特許権、行政訴訟)
当初明細書において当初発明に属しない具体例(比較例)とされていたものを当初発明に属する具体例(実施例)とする補正は、当初明細書に記載された事項の範囲内においてされたものではない(新規事項の追加に該当する)と判断され、特許取消の決定を受けた原告が、その決定の取消を請求した事案につき、この補正が新規事項の追加であると判断した決定に誤りはないとした事案。
当初明細書の[表2]の記載から、「本発明」(実施例を意味する)と「比較例」とを区別するために設けられた「備考欄」を削除する補正により、補正後発明には「負極材料が黒鉛の場合」が実施例として含まれるものとなるが、「負極材料が黒鉛の場合」の具体例は、当初明細書の記載を全体としてみれば、当初明細書の[表2]の記載のとおり、当初発明よりも劣る結果が出る「比較例」を意味すると解するのが自然である。したがって、補正によって「負極材料が黒鉛」の場合という新たな「実施例」を追加することとなるから、この補正が新規事項の追加であると判断した決定に誤りはない。

(23) 知財高決平成18年7月11日 裁判所HP 平成18年(ヨ)第22044号
著作権仮処分命令申立事件
アメリカ合衆国法人である債権者が、債務者に対し、本件映画(「ローマの休日」「第十七捕虜収容所」)の著作権に基づき、保護期間の満了したパブリックドメインに帰属する著作物の扱いで格安の価格で販売するDVDの製造頒布行為につき著作権(複製権及び頒布権)侵害を理由として差止め等を求めた仮処分事件で、改正法(平成15年法律第85号)の施行の際、改正前の著作権法による著作権が存していて本件改正法が適用されるか、本件改正法の施行の際本件映画の著作

権は消滅していたが争点となった。

著作権法54条1項及び57条の規定は、「年によって期間を定めた」（民法140条）のものであって、「時間によって期間を定めた」（同法139条）ものではないから、あくまでも、保護期間の満了を把握する基本的な単位は「日」となるので、本件改正法が同日午前零時から施行されて効力を有するとしても、著作権の存否を「年によって期間を定め」、「末日」の終了をもって満了することを前提とする限り、本件映画について、平成16年1月1日まで著作権が存続していたということとはできない、として債権者の被保全権利を否定した。

【民事手続】

(24) 最三判平成17年11月8日 判タ1197号117頁 平成16年（受）第1939号
檀信徒総会決議不存在確認等請求事件（一部破棄自判，一部破棄差戻）
→法務速報55号19番にて紹介済み。

(25) 最一判平成18年1月19日 金法1774号42頁 平成17年（受）第761号
損害賠償請求事件
→法務速報57号21番にて紹介済み。

(26) 最二決平成18年4月14日金法1775号40頁 平成17年（許）第33号
転付命令に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件
→法務速報60号27番にて紹介済み。

(27) 最一判平成18年7月20日 最高HP 平成16年（受）第226号
差押債権取立請求事件（破棄差戻）
第三債務者が、仮差押命令の送達を受けた時点で、仮差押えを受けた債務の弁済のために取引銀行に対し先日付振込みの依頼をしていた場合において、第三債務者は、原則として、仮差押命令の送達後にされた債務者の預金口座への振込みをもって仮差押債権者に対抗することはできないというべきであり、上記送達を受けた時点において、その第三債務者に人的又は時間的余裕がなく、振込依頼を撤回することが著しく困難であるなどの特段の事情がある場合に限り、上記振込みによる弁済を仮差押債権者に対抗することができるにすぎない。
（理由）
一般に、振込依頼をしても、その撤回が許されないわけではなく、銀行実務上、一定の時点までに振込依頼が撤回された場合には、仕向銀行は被仕向銀行に対していわゆる組戻しを依頼し、一度取り組んだ為替取引を解消する取扱いが行われている（全国銀行協会連合会が平成6年4月に制定した振込規定ひな型・全銀協平6・4・1全事第8号参照）。
本件においても、第三債務者は仮差押命令が送達された日（本件退職金が本件口座に振り込まれる日の前日）の午後3時までにA銀行茂原支店の窓口へ赴けば振込依頼の撤回の執事が可能であると知っていたことがうかがわれる。
振込依頼を撤回して債務者の預金口座に振込入金されるのを止めることができる限り、弁済をすることがどうかについての決定権を依然として有するというべきであり、取引銀行に対して先日付振込みを依頼したというだけでは、仮差押命令の弁済禁止の効力を免れることはできない。

(28) 最一判平成18年7月20日 最高HP 平成17年（受）第948号
所有権確認請求事件（破棄，一部差戻，一部控訴棄却）
1 動産譲渡担保が同一の目的物に重複して設定されている場合、後順位譲渡担保権者は私的実行をすることができない。
（理由）
劣後する譲渡担保に独自の私的実行の権限を認めた場合、配当の手続が整備されている民事執行法上の執行手続が行われる場合と異なり、先行する譲渡担保権者には優先権を行使する機会が与えられず、その譲渡担保は有名無実のものとなりかねない。
2 集合動産譲渡担保の設定者が、目的動産につき通常の営業の範囲を超える売却処分をした場合、当該譲渡担保の目的である集合物から離脱したと認められない限り、当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできない。
（理由）
構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保においては、集合物の内容が譲渡担保設定者の営業活動を通じて当然に変動することが予定されているのであるから、譲渡担保設定者には、その通常の営業の範囲内で、譲渡担保の目的を構成する動産を処分する権限が付与されており、この権限内でされた処分の相手方は、当該動産について、譲渡担保の拘束を受けることなく確定的に所有権を取得することができる。

(29) 最二判平成18年7月21日 最高HP 平成15年（受）第1231号
貸金請求事件（破棄差戻）
1 外国国家に対して高性能コンピューター等売り渡す旨の売買契約（以下「本件各売買契約」という。）を締結し、売買の目的物を引き渡した後、売買代金債務を消費貸借の目的とする準消費貸借契約（以下「本件各準消費貸借契約」という。）を締結したとして、当該外国国家に対し、貸金元金等の支払を求める事案において、
2 外国国家は、主権的行為以外の私法的ないし業務管理的な行為については、我が国による民事裁判権の行使が当該外国国家の主権を侵害するおそれがあるなど特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されない。
3 外国国家は、私人との間の書面による契約に含まれた明文の規定により当該契約から生じた紛争について我が国の民事裁判権に服することを約した場合には、原則として、当該紛争について我が国の民事裁判権から免除されない。
4 外国国家の行為が、その性質上、私人でも行うことが可能な商業取引である場合には、その行為は、目的のいかんにかかわらず、特段の事情がない

限り我が国の民事裁判権から免除されない私法的ないし業務管理的な行為に当たる。

(理由)

外国国家の私法的ないし業務管理的な行為については、我が国が民事裁判権を行使したとしても、通常、当該外国国家の主権を侵害するおそれはないものと解されるから、外国国家に対する民事裁判権の免除を認めるべき合理的な理由はないといわなければならない。外国国家の主権を侵害するおそれのない場合にまで外国国家に対する民事裁判権免除を認めることは、外国国家の私法的ないし業務管理的な行為の相手方となった私人に対して、合理的な理由のないまま、司法的救済を一方的に否定するという不公平な結果を招くこととなる。

(30) 福岡高決平成16年11月30日 判タ1182号320頁 平成16年(ラ)320号

相続放棄の取消申述却下の審判に対する抗告事件

(相続放棄の申述をして受理された複数の相続人のうち、抗告人のみが、自己の相続放棄の申述は錯誤により無効であることを理由として、相続放棄の取消しの申述の受理を求めた事案)

(1) 実定法上、相続放棄の申述(意思表示)が無効である場合、同無効に関する実体規定もなければ、家庭裁判所による無効(を理由とする取消し)の申述を受理する手続規定もないこと、(2) 相続放棄に法律上無効原因があるとしてその無効を主張する利益がある者は、別途訴訟でそれを主張して争うことができること、(3) 相続放棄やその取消しは、相続財産及び相続債務の帰属者に影響するのみならず、相続財産を巡る利害関係者の権利関係に密接不可分に関係することに鑑みると、抗告人の本件取消申述は不適法であり、受理すべきでなく、却下すべきである(抗告棄却)。

(31) 福岡高判平成16年11月30日 判タ1186号246頁

平成16年(ホ)第489号 所有権確認等請求控訴事件

(控訴人が、共同相続人である被控訴人らに対して、被相続人名義の預金に関する権利帰属確認を求めた事案)

相続財産中の預金は当然に単独分割債権となると解すべきことは既に確定した判例といえるから、共同相続人の一部からその法定相続分について払戻請求を受けた金融機関が、当該預金が被相続人の預金であるというだけで、これをその請求を拒む法的根拠とはできず、また、相続人がその法定相続分について払戻請求をするためには、当該被相続人に関する相続開始の事実、当該相続人が被相続人の相続人であること及びその法定相続分を基礎付ける事実を証明するために、預金者の死亡の記載がある戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本(相続関係を確認できる除籍謄本を含む。)等を提出する必要があるが、特段の事情のない限り、金融機関において、それ以上に遺産分割の有無等に関する調査義務はない。よって、金融機関に対する支払請求のために、共同相続人である被控訴人らとの間の確認判決を得ておく必要があるとする控訴人の主張は、理由がなく、預金に関する権利帰属確認の訴えは不適法却下すべきである(控訴棄却)。

(32) 東京地判平成17年12月27日判時1928号85頁 平成15年(ワ)29726号

報酬金請求事件(却下・確定)

株式会社であるXが、外国国家であるYとの間で、Yの大使館用の土地建物取得の仲介契約及びその購入資金に関する融資の仲介契約を締結し、これら契約に基づき報酬を請求した事案。

本判決は、[1] 外国国家の民事裁判権の免除については、絶対免除主義と制限免除主義とがあるが、後者が相当であるとした上で、[2] 主権的行為については、民事裁判権が免除されるが、業務管理行為については、わが国の民事裁判権に服することになるとし、[3] 本件仲介契約は、国家が大使館用の土地建物を取得すること及びその購入資金の融資の仲介をその内容とし、その交渉は日本国政府、産業界、政界、金融業界の高級者レベルとの交渉が含まれているなどの点において、外交目的を有する国家の主権的な活動という側面が強いから、本件仲介契約の締結は国家の主権的行為であり、本件においてYに対するわが国の民事裁判権は及ばず、本件訴えは不適法であるとして、Xの訴えを却下した。

(33) 東京地決平成18年3月14日 判時1926号42頁 平成17年(エ)第443号

証人尋問共助事件(一部理由あり、一部理由なし、即時抗告)(読売新聞記者証言拒絶事件決定)

米国アリゾナ州連邦地方裁判所における損害賠償請求事件に関して、東京地裁において行われた国際司法共助に基づく読売新聞記者に対する囑託尋問で、同記者が民訴法197条1項3号の「職業上の秘密に関する事項」に当たるとして証言を拒絶した事案につき、[1] 報道の自由・報道のための取材の自由は憲法21条の精神に照らし尊重に値するものであるが、公正な裁判の実現という憲法上の要請がある場合には、ある程度の制約を受けることがある、[2] 新聞記者に対して取材源を尋ねる尋問は原則として「職業上の秘密に関する事項」に当たり、報道の自由を生じるであろう悪影響を考慮してもなお取材源の開示を求めるのもやむを得ない特別の事情のある場合にのみ、これに対する証言を求めることができる、[3] 新聞記者への情報の開示が国家公務員法・法人税法や弁護士法その他の秘密漏洩を禁ずる刑罰法令に違反したことが疑われる者によってされたものであるのかを問う質問に対して、新聞記者が証言拒絶権を行使した場合には、開示により生じると予測される取材活動への悪影響は法的保護に値せず、取材源の開示を求めるのもやむを得ない場合に当たり、証言拒絶には理由がない、[4] 取材源自身が開示に同意していると認められる場合には、取材源の開示を求めるのもやむを得ない特別の事情のある場合に当たる、などとして、取材現に関する証言拒絶権が否定された事例。

なお、本件の即時抗告審では、東京高裁が平成18年6月14日に、「取材活動は公権力介入から自由でなければならず、取材源は公表しないとの信頼関係があつて初めて正確な情報提供が可能になる」として、取材源は民事訴訟法で証言

拒絶が認められる「職業の秘密」に当たると判断し、東京地裁決定を取り消し、取材源秘匿を認める決定をした。

【刑事法】

(34) 最二決平成17年3月29日 判タ1197号136頁 平成16年(あ)第2145号

傷害被告事件棄却

→法務速報48号37番にて紹介済み。

(35) 最三決平成17年10月7日 判タ1197号148頁 平成15年(あ)第59号

商法違反、法人税法違反被告事件(イトマン絵画購入事件) 上告棄却

→法務速報54号31番にて紹介済み。

(36) 最一決平成17年10月12日 判タ1197号145頁 平成17年(あ)第660号
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反、覚せい剤取締法違反被告事件(棄却)

→法務速報54号32番にて紹介済み。

(37) 最三決平成17年11月8日 判タ1197号142頁 平成15年(あ)第163号

銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(棄却)

→法務速報55号29番にて紹介済み。

(38) 最二決平成17年11月15日 判タ1197号132号 平成14年(あ)第1396号

公正証書原本不実記載、同行使被告事件等

→法務速報60号33番にて紹介済み。

(39) 最一決平成17年11月15日 判タ1197号127頁 平成16年(あ)第385号

業務上過失致死被告事件(上告棄却)

大学付属病院の耳鼻咽喉科に所属し患者の主治医の立場にある医師が、抗がん剤の投与計画の立案を誤り、週一回投与すべき抗がん剤を連日投与するとともに、その副作用に適切に対応することなく患者を死亡させた医療事故において、その症例が極めてまれであり、科長をはじめとして同科に所属する医師らに同症例を扱った経験がなく、上記抗がん剤による治療も未経験でその毒性、副作用等について十分な知識もなかったなどの事実関係の下では、治療方針等の最終的な決定権を有する科長には、上記抗がん剤による治療の適否とその用法・用量・副作用などについて把握した上で、投与計画案の内容を具体的に検討して誤りがあれば是正すべき注意義務を怠った過失と、主治医らの上記抗がん剤の副作用に関する知識を確かめ、的確に対応できるように事前に指導するとともに、懸念される副作用が発現した場合には直ちに報告するよう具体的に指示すべき注意義務を怠った過失があり、業務上過失致死罪が成立する。

(40) 最二決平成17年11月21日 判タ1197号138頁 平成16年(あ)第1478号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件(棄却)

→法務速報56号34番にて紹介済み。

(41) 最三決平成17年11月29日 判タ1197号153頁 平成16年(あ)第2172号

逮捕監禁、営利略取、殺人、死体遺棄被告事件(棄却)

→法務速報56号37番にて紹介済み。

(42) 最二決平成18年2月20日 判時1926号155頁 平成16年(あ)第1683号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件(上告棄却)

→法務速報59号26番にて紹介済み。

(43) 最三決平成18年2月27日 判時1929号124頁 平成17年(あ)1743号

道路交通法違反、業務上過失傷害被告事件(上告棄却)

→法務速報第59号27番にて紹介済み。

(44) 最三決平成18年2月28日 判時1926号158頁 平成17年(あ)第1899号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件(上告棄却)

→法務速報59号29番にて紹介済み。

(45) 最一判平成18年3月23日 判時1929号37頁 平成15年(才)第422号、

同(受)428号

損害賠償請求事件 一部破棄自判、一部上告棄却

→法務速報第60号35番にて紹介済み。

(46) 広島高判平成17年10月26日 判時1928号64頁 平成15年(ネ)第149号

損害賠償請求控訴事件(一部変更、一部控訴棄却、上告受理申立)

広島弁護士会が、広島刑務所の受刑者から、同刑務所内において人権侵害があったとして、人権救済の申立てを受けたため、同弁護士会の人権擁護委員会所属の弁護士が、同刑務所の他の受刑者に対して調査を行うべく接見を求めたところ、刑務所長が監獄法45条2項を根拠に接見の申出を拒否したため、右接見申出の拒否は刑務所長の裁量権の逸脱、濫用であって違法であるとし、国に対して損害賠償を請求した事案。

本判決は、[1] 監獄法45条2項は、受刑者と非親族との接見を禁じているが、何らの限定もなしに接見を制限するものではなく、制限が認められるためには、受刑者の性向、行状、刑務所内の管理、保安の状況、接見の相手方、接見の目的、その他の具体的事情のもとで、少なくとも十分な根拠に基づいて、具体的、客観的かつ合理的に認められる場合でなければならないとし、[2] 個別具体的な接見について制限すべきかどうかの判断については、その性質上、専門的、

技術的判断が必要不可欠であるから、原則として、刑務所内の実情に詳しい刑務所長の合理的判断に委ねられているものと解せられるが、接見不許可について具体的根拠を欠き、合理性が認められず、著しく妥当性を欠く場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となすとした。そして、本件につき、[3] 刑務所長が受刑者の意向を確かめることなく、受刑者との接見を許さず、その申入れを拒否したことは、裁量判断について具体的根拠を欠き、また、合理性が認められず、著しく妥当性を欠くものといわざるを得ず、裁量権の逸脱、濫用があるものとして違法であり、刑務所長において過失があるなどと判断して、国の国家賠償責任を肯認して、60万円の損害賠償を認めた。

(47) 東京地判平成17年6月23日 判タ1197号299頁 平成17年(わ)第375号、第1366号、平成17年(特わ)第2972号

窃盗、出入国管理及び難民認定法違反被告事件(有罪・控訴)

被告人が、窃盗のA事実で勾留のうえ起訴され、引き続き窃盗のB事実で勾留・起訴され、その後、新たに逮捕・勾留されることなく不法在留の公訴事実で起訴された事案において、裁判所は、不法在留罪につき懲役刑及び罰金刑を選択し、3罪の併合罪処理をして「被告人を懲役3年及び罰金30万円に処する。未決勾留日数中60日を、その一日を金5000円に換算して、その罰金刑に算入する。この裁判が確定した日から5年間その懲役刑の執行を猶予する。」との判決を言い渡し、未決勾留日数を懲役刑ではなく勾留の基礎とされていない事実に係る不法在留につき選択した罰金刑に算入した。

【公法】

(48) 最三判平成17年4月26日判タ1182号152頁 平成16年(行ツ)第178号

差押処分無効確認等請求事件

→法務速報49号52番(最高裁HP)にて紹介済み。

(49) 最三判平成18年1月24日判時1929号19頁 平成12年(行ヒ)第133号

法人税更正処分取消等請求事件(一部上告却下、一部上告棄却)

→法務速報第58号46番にて紹介済み。

(50) 最一判平成18年2月23日判時1926号57頁 平成16年(行ヒ)第326号

法人税更正処分等取消請求事件(破棄自判)

→法務速報59号33番にて紹介済み。

(51) 最二判平成18年6月23日 裁判所HP 平成17年(受)第2184号

靖国参拝違憲確認等請求事件(上告棄却)

1 内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社に参拝した行為によって個人の心情ないし宗教上の感情が害されたとしても、損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえないとされた事例。

2 なお、滝井裁判官の補足意見があり、制度的保障である政教分離は個人の権利利益を直接保障するものではないこと等が述べられている。

(52) 最二判平成18年7月7日 裁判所HP 平成15年(行ヒ)第30号

固定資産評価審査決定取消請求事件(原判決破棄、差戻)

固定資産税の課税標準である土地の適正な時価は客観的な交換価値を言い(最一判平成15年6月26日)、当該土地から得ることのできる収益を基準に資本還元して導き出される価格をいうものであると解することはできないとして、後者の見解に立って本件審査を取り消した原判決が破棄された事例。

(53) 最一判平成18年7月13日 裁判所HP 平成16年(行ヒ)第117号

行政文書部分公開決定処分取消等請求事件(原判決破棄、被上告人の控訴棄却)

土地開発公社が個人から買収した土地の買収価格等に関する情報が大阪府情報公開条例所定の非公開情報(財産、所得等に関する個人識別情報のうち一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの)に当たらないとされた事例。

公社を介しての売買は、その価格等が客観的な情報から推知し得、私事性が強いとは言えないこと等がその理由とされている。

(54) 最一判平成18年7月13日 最高HP 平成17年(オ)第22号

損害賠償請求事件(棄却)

平成12年6月に施行された衆議院議員総選挙までに国会が精神的原因によって投票所に行くことが困難な者の選挙権行使の機会を確保するための立法措置を執らなかつたことは国家賠償法上違法ではないとされた事例。

(理由)

精神的原因による投票困難者については、その精神的原因が多様多様であり、しかもその状態は必ずしも固定的ではないし、療育手帳に記載されている総合判定も、身体障害者手帳に記載されている障害の程度や介護保険の被保険者証に記載されている要介護状態区分等とは異なり、投票所に行くことの困難さの程度と直ちに結び付くものではない。したがって、精神的原因による投票困難者は、身体に障害がある者のように、既存の公的な制度によって投票所に行くことの困難性に結び付くような判定を受けているものではない。しかも、身体に障害がある者の選挙権の行使については長期にわたって国会で議論が続けられてきたが、精神的原因による投票困難者の選挙権の行使については、本件各選挙までにおいて、国会でほとんど議論されたことはなく、その立法措置を求める地方公共団体の議会等の意見書も、本件訴訟の第1審判決後に初めて国会に提出されたというのであるから、少なくとも本件各選挙以前に、精神的原因による投票困難者に係る投票制度の拡充が国会で立法課題として取り上げられる契機があったとは認められない。

(55) 最二判平成18年7月14日 裁判所HP 平成15年(行ツ)第35号
給水条例無効確認等請求事件(原判決の無効確認部分を破棄し被告の請求却下, 原告の上告棄却)

1 別荘使用者の水道基本料金のみを大幅増額した条例改定の適法性が争われた事案である。

2 条例改定の無効確認請求の適法性については、条例自体は不特定多数人を一般的に拘束するものであるため、抗告訴訟に所謂処分性を欠くとして違法とされた(同時に、抗告訴訟としての無効確認請求をして、当事者訴訟としての無効確認請求とみなすことは出来ないとも判断されている)。

3 条例改定自体の違法性については、公の施設の利用の合理的理由なき差別的取扱が地方自治法244条3項違反となることを前提に、1月当たり10立方メートルまでの基本料金が3600円も異なる本件条例改定が裁量逸脱であり違法とされた(一般論として別荘契約者の基本料金を高額に設定することが違法視されたわけではない)。

(56) 福岡高決平成17年5月31日 判タ1186号110頁 平成17年(行ス)第2号
執行停止決定に対する抗告事件

原告人たる運輸局長が相手方たる旅客事業者に対して、サービスの改善に関する命令に違反したことを理由とする一般旅客定期航路事業の一部停止命令を出したところ、相手方が、本案事件(事業の停止命令取消請求事件)の判決が確定するまでその効力の停止を求め、原審もこれを認め、同命令の効力を一定期間停止したため、原告人が同決定の取消しを求めて抗告した事案。

相手方は、用船等の対策を採り得ず、本件改善命令に従うことができなかったのであるが、過去の経緯と投下資本が巨額にのぼることをも合わせ考慮すれば、それなりの企業努力をしたにもかかわらず、行政庁が法の趣旨に従って期待したとおりには実現しなかったものと評価でき、一概に非難することは当を得ない。よって、本件は、「本案について理由がないとみえるとき」(行政事件訴訟法25条4項)には当たらない(抗告棄却)。

(57) 東京高判平成17年10月20日 判タ1197号103頁 平成16年(行コ)第14号
各建築不許可処分取消請求
→法務速報55号40番にて紹介済み。

(58) 東京高判平成17年11月24日 判タ1197号158頁 平成17年(ネ)第3598号
損額賠償請求控訴事件(一部認容・上告, 上告受理申立)

船橋市西図書館に司書として勤務していた職員が、権利能力なき社団であるX1やこれに賛同する者等及びその著書に対する否定的評価と反感から、独断で同図書館の蔵書のうちX1らの執筆又は編集に係る書籍を含む合計107冊を、所在が不明になったり汚損等が著しく補修が不可能となったりした図書資料などを除籍する旨定める除籍基準に該当しないにもかかわらず廃棄したことにより、X1らが著作者としての人格的利益等が侵害されたとして、船橋市に対し国家賠償法1条1項等に基づき、損害賠償の支払いを求めた事案において、本判決は、公立図書館の職員が閲覧に供されている図書の廃棄について、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取り扱いをすることは、当該図書の著作者の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるとし、その人格的利益の性質、本件廃棄についての経緯、本件廃棄に係る図書が再び船橋市西図書館に備え付けられ、閲覧に供されるなどの措置が執られていることなどの諸事情を総合勘案し、人格的利益が侵害されたことにより閲覧に供された図書の著作者が受けた無形の損害に対する金銭賠償としては1人あたり3000円をもって相当するとした。

【社会法】

(59) 東京高判平成18年6月22日 裁判所HP 平成16年(ネ)第2029号

賃金支払及び地位確認請求控訴事件、平成17年(ネ)第609号同附帯控訴事件
企業が就業規則の性質を有する給与規程等の変更を行い、これにより従業員の賃金制度が[1]いわゆる職能資格制度に基づき職能給を支給する年功序列型の従前の賃金制度から、[2]職務の等級の格付けを行ってこれに基づき職務給を支給することとし、人事評価次第で昇格も降格もあり得ることとする成果主義に立つ新たな賃金制度に変更した結果、従業員らが新賃金制度の下において職務等級を降格され賃金を減額されたが、本件給与規程等の変更は無効である等と主張して、変更前の給与規程に基づく賃金の支払を受けるなどの地位にあることの確認並びに労働契約上の地位に基づき本来得られるべき賃金と新賃金制度に基づき実際に支給された賃金との差額の支払を求めた事案につき、従業員らの請求を一部認容した原判決を破棄し、企業が職能資格制度を基本としつつも実質的には年功型であった賃金制度(旧賃金制度)を個々の従業員の従事する職務の格付けと業績、能力の評価とによって具体的な賃金額を決定するという仕組みから成る賃金制度(新賃金制度)に改めた就業規則の変更には合理性があると判断した事例。

(60) 東京地判平成18年2月3日 判時1926号141頁 平成16年(ワ)第472号
解雇無効確認等請求事件(一部認容, 一部棄却, 控訴)

マンションの住込み管理員が解雇無効を主張して地位確認と賃金の支払を請求し、あわせて時間外労働に対する時間外手当の支払を請求した事案において、[1]マンションの住込み管理員は、その執務場所である管理員室内に私的空間である住居を併せ有するという点で、執務場所と住居を別にする通勤管理員と異なり、また、住居において労働から解放された私的な時間を過ごすという点で、仮眠室で仮眠を行い、その間の不活動仮眠時間の労働時間性が問題となるビルの宿直警備員とも異なる勤務形態である、[2]所定労働時間外の時間帯は管理員において使用者の指揮命令下に置かれていない私的な時間というべく、原則として労働時間ということとはできない、[3]したがって、時間外の作業の指示が認めら

れない場合には、原則として労働時間ということとはできず、発生した緊急事態等に対応した実作業時間のみを労働時間として認めることが相当である、とされた事例。

【その他】

(61) 最三判平成17年4月26日 判タ1182号160頁 平成16年(受)第1742号
自治会費等請求事件
→法務速報49号59番にて紹介済み。

2. 7月の成立法令一覧

種類 提出回次 番号
議案件数

- ・成立法令はありません

3. 7月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・二宮周平 信山社 224頁 2940円
判例総合解説シリーズ 事実婚の判例総合解説 . . . ★
- ・梅本吉彦 信山社 1136頁 6090円
民事訴訟法〔新版〕
- ・横田康祐・中島 寛・岡田洋佑 酒井書店 274頁 3150円
新・書式全書 簡裁民事手続Ⅰ
- ・横田康祐・中島 寛・岡田洋佑 酒井書店 238頁 3150円
新・書式全書 簡裁民事手続Ⅱ
- ・別冊商事法務編集部編 商事法務 744頁 4830円
別冊商事法務 No. 296 金融商品取引法案新旧対照条文
- ・布井千博・永石一郎・高野角司編著 青林書院 420頁 5040円
中小企業のためのこれからの会社法実務Q&A
- ・青木 修 税務経理協会 176頁 1680円
中小企業のための定款の見直し方と定款モデル例
- ・小塚莊一郎 有斐閣 250頁 5250円
フランチャイズ契約法
- ・相澤 哲編著 商事法務 398頁 3990円
立法担当者による新・会社法の解説

4. 7月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・田村悦一 有斐閣 260頁 4725円
住民参加の法的課題
- ・西津政信 信山社 376頁 10500円
間接行政強制制度の研究
- ・日本弁護士連合会行政訴訟センター編 青林書院 460頁 4620円
最新重要行政関係事件実務研究
- ・新藤宗幸 東京大学出版会 256頁 2730円
行政学叢書2 財政投融資 . . . ★
- ・東京弁護士会編 商事法務 213頁 2415円
弁護士研究叢書 46 事例から学ぶ税法
- ・情報ネットワーク法学会編 商事法務 269頁 4515円
情報ネットワークローレビュー 5 (2006年5月)
- ・宮本 督 同文館出版 200頁 1680円
D0 Books ネットトラブルの法的知識と対処法

5. 発刊書籍＜解説＞

・判例総合解説シリーズ 事実婚の判例総合解説

大審院時代から現代に至るまでの内縁関係に纏わる争訟論点についての判例を100例以上取り上げ解説し、適時の問題についてはその解決方法についても論じている。平成10年以降の判例が10例程度と、やや最新判例が少ないようにも感じられるが、旧来的な家族制度などに端を発する内縁関係の法律問題を個人的な事情による内縁関係の継続が多く見られる今日の問題に当て嵌めて論じているのではないので、内縁関係の体系を学びつつ現代的な問題に対処するのに役立つ。

・行政学叢書2 財政投融資

財政投融資のしくみや機能について詳細に論じた解説書・研究書はこれまでも発行されているが、本書は同システムの問題点を詳らかにし、小泉内閣の最大の所産である2001年度改革の解説と論評に繋げているという点で目新しい。財政投融資という政府金融システムを財政赤字の主因としているため、大多数の国民感情に適合した論調となっているため読み易いが、全体としてすべて原因（財政投融資）→結果（財政赤字）と分析されている具体例が散見される。

.....

☆配信停止をご希望の方へ
メールで「法務速報配信停止希望」とタイトルを付し、お名前、メールアドレス
をご記入の上、下記アドレスまでお送り下さい。
(日弁連法務研究財団事務局) info@jlf.or.jp

.....

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
